

## 令和7年度第3回滋賀県環境審議会廃棄物部会 会議概要

### 1. 開催日時

令和8年3月26日（木） 10時00分～11時50分

### 2. 開催場所

滋賀県危機管理センター 災害対策室1（Web会議形式併用による）

### 3. 出席委員

浅利委員、伊藤委員（代理：山根氏）、小川委員、奥委員、川下委員、清水委員、齋藤委員（代理：山口氏）、樋口委員（部会長）、平松委員、藤本委員、松浦委員、水原委員、和田委員

※全委員13名：会場出席8名、Web出席5名

### 4. 概要

#### （1）議題

#### ① 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案修正版について（審議）

##### 【事務局】

- ・資料1-1、資料1-2、資料2に基づき説明

##### 【委員】

- ・概要版 第2章 現状と課題（1）廃棄物の減量に係る目標において、産業廃棄物の最終処分量の令和12年値が12万1,000トンとなっているが、9万8,000トンの間違いではないか。

##### 【事務局】

- ・御指摘のとおりである。修正を加える。

##### 【委員】

- ・廃プラスチックの再生利用やマイボトル給水スポット設置など、達成が難しい課題を今回の目標から削除するという説明について、短期間で達成が困難なものに無理に数値目標を設定しないという考え方自体は理解できる。一方で、難しいことを理由に目標から削除する整理は、計画の意義が分かりにくくなる印象を持った。
- ・特に廃プラスチックの再生利用については、まず取り組むべきことや中期的に進めることなど、段階を分けた整理が可能ではないかと考える。すぐに削減につながらなくとも、現状調査や啓発といった初期段階の取組を目標として位置づけるなど、ステップを分けた目標設定を検討できるのではないかと考える。

#### 【事務局】

- ・廃プラスチック類の対策については、廃プラスチックも含め、どのように資源化の高度化を進めるべきかを把握するため、来年度から調査を実施する予定である。また、啓発面では、しがプラスチックチャレンジプロジェクトなどの取組も進めている。
- ・県として廃プラスチックは重要な課題であると認識しており、対策自体は進めていく考えであるが、現時点では定量的に評価でき、成果を示せる指標となる具体的な目標項目を設定するまでには至っていない状況である。

#### 【委員】

- ・これまで自身も同様の観点で意見を述べてきており、事務局からは、定量的な指標となる数値目標は掲げられなかったものの、状況を理解しながら段階的に進めていくという考え方が示されていると認識している。段階的に進めるという考え方自体が、定性的・段階的な目標の一つになり得ると考える。
- ・計画策定にあたっては、数値による定量目標にこだわりがちであるが、必ずしも数値目標に限定する必要はなく、調査や現状把握といった取組も重要なプロセスとして、それ自体を目標として位置づけてもよいのではないかと考える。

#### 【委員】

- ・数値で表すことだけで判断できる事項ばかりではないと考える一方で、目標が全くない場合には進捗の評価ができなくなると感じる。そのため、数値目標に限らず、何らかの形で目標を設定する必要があるという考え方に賛同する。

#### 【委員】

- ・この内容については、具体的に書けるものがあれば、「ここまでを明らかにする」といった定性的な目標として本文中に記載してもよいと考える。数値的な目標を削除すること自体については、無理に数値目標を設定する必要はないという点で対応案に賛同する。
- ・一方で、数値目標を削除した場合には、そのまま削除するのではなく、今述べたような定性的な目標を位置づけるなど、計画としての整理の仕方が重要であると考えます。

#### 【委員】

- ・プラスチック対策については、数値目標があるからこそモニタリングが可能になるという側面もあり、悩ましい点であると感じる。今後しばらくはプラスチックの再生利用率向上が大きな政策課題であることを踏まえると、現在のように目標をすべて削除するのではなく、ある程度残すという考え方や、より適切な目標を新たに設定するという整理もあり得ると考える。一方で、今回の整理は社会全体の動きとしてはやや逆行しているような印象を持った。
- ・マイボトルについても同様に、あっさり削除する整理になっていると感じる。給水スポット数という指標は無難ではあるが、アンケートで把握しているマイボトルの持参・利用率（約45%）なども目標値として活用できる可能性があると考えため、この点についても、もう少し粘って検討してもよいのではないかと考える。

#### 【委員】

- ・数値目標を単に削除したという対応ではなく、「どこを重点的に見ていくのか」を明確にすることが重要であると考え。その検討過程で設定可能な別の数値があれば、目標として掲げればよいと考える。
- ・仮に数値化が難しい場合であっても、定性的な目標や段階的な目標として整理することは可能であり、今後さらに取組を進化させていくためにも、「何を明らかにしていくのか」を示すような書きぶりが望ましいと考える。

#### 【委員】

- ・県としてサーキュラーエコノミーに力を入れていくとの説明があった一方で、資料における推進目標が「認知度」の1項目のみである点は、やや物足りなく感じる。第4章で取組内容自体は詳細に文章で記載されているものの、目標項目は他の分野に比べて寂しい印象を受ける。
- ・県民アンケートで設定した認知度50%に加え、その中で「実践している」と回答した人の割合を目標値として設定することも考えられる。実践の有無は主観的で評価が難しい面はあるが、知っている層の中でどの程度が実践に至っているかを把握することは有意義であり、単なる認知にとどまらず、次の施策検討につながる指標になり得ると考える。

#### 【事務局】

- ・現時点のアンケートでは、サーキュラーエコノミーについて「よく知っている・知っている・知らない」といった認知度のみを把握しており、実践しているかどうかまでは把握できていない状況である。
- ・実践の有無については、今後アンケート項目として追加することは可能であると考えが、現状値となるデータがない中で目標値をどのように設定するかは判断が難しく、実践に関する項目を新たに目標として位置づけるかどうかも含め、今後検討する必要があると考える。

#### 【委員】

- ・例えば、実践に関する目標値を、母数は滋賀県民全体ではなく、「認知している人」に限定すれば割合としては高くなるだろう。
- ・認知しているにもかかわらず実践していない層こそが課題であると感じており、その状況を把握できる指標を検討することが重要であると考え。
- ・せっかくアンケートを実施しているので、その点を踏まえ、実践に関する項目を加えることについて前向きに検討してもらえればよい。

#### 【委員】

- ・サーキュラーエコノミーについては、県民レベルで把握すべき取組と、事業者レベルで進めるべき取組を切り分けて整理する必要があると感じる。県民としてできること、事業者としてやるべきことという視点を分けて示すことで、50%という目標値の考え方も分かりやすくなると思う。
- ・12ページに追記された重点取組のうち漂着ごみに関する記載について、農業系プラスチックには触れられている一方で、それ以外の散在性プラスチックごみを「明確に特定できていない」とし

ている点に違和感を覚えた。赤野井湾での調査結果を踏まえると、河川流入によって集積しているものであり、意図的に捨てられたものではないと考えられることから、単に「特定できていない」とするのではなく、河川流入などの背景を踏まえた記載をする等、工夫の余地があると感じる。

#### 【事務局】

- ・書き方について修正を加える。

#### 【委員】

- ・業界として特に大きな課題は産業廃棄物税の考え方であり、実態と整合していないという意見がこれまで非常に多かった。今回、産廃税の在り方について改めて検討してもらえるとのことでありがたく感じており、今後の検討にあたっては、業界の意見を丁寧に聞く場を設けてもらえるとよいと考える。
- ・クリーンセンター滋賀の終了により、県内の最終処分場容量はひっ迫しており、その結果としてサーキュラーエコノミーや3Rの推進を進めざるを得ない状況にあると感じる。一方で、災害廃棄物への対応も含め、万一の際に確実に処理できる体制を県として確保しておく必要があると考える。
- ・これまで産業廃棄物量は減少傾向とされ、新たな最終処分場整備の予定も少ないと聞いてきたが、今回の資料では今後数%の増加予測も示されており、リユース等への期待があるとはいえ、将来を見据えると最終処分場の問題は避けて通れないと感じる。県単独での対応は難しい課題であるため、協会としても協力しながら一緒に考えていきたいと考える。
- ・生活や事業活動を円滑に進めていくための廃棄物処理については、個別対応にとどまらず、より高い視点から議論を深めていく必要があると考える。

#### 【事務局】

- ・産業廃棄物税については、これまでの意見交換の中で説明してきており、計画策定にあたっては、税制審議会から課税方式を中心に滋賀県らしい制度の在り方を検討するよう意見を受け、その意見を踏まえて必要な調査も実施してきたところである。制度は5年ごとの見直しとなっているため、次回の見直しの際には、税の効果や用途事業なども含めて整理したうえで税制審議会において十分に審議してもらい、その結果として制度を変更するのかどうかも含め、しっかり検討していきたいと考える。
- ・最終処分場については、令和元年度に一度検討を行った結果を踏まえた県の方針があり、過去に不法投棄が深刻で最終処分場がひっ迫していた時期には、県が関与して処分場整備を進めてきた経緯がある。その後、最終処分量は全体として大きく減少しており、産業廃棄物量は景気動向による変動はあるものの、リサイクルの進展もあって、ここ数年は大幅に増加する状況にはなっていない。
- ・現時点では、県が関与する公共的な最終処分場を新たに整備する考えはないという方針に変わりはないが、今後の状況変化も十分考えられるため、引き続き動向を注視する必要があると考える。将来的に必要性が生じた場合には、柔軟に対応し、改めて検討していきたいと考える。

#### 【委員】

- ・災害廃棄物処理訓練の参加者数（現状 23 人、目標 30 人）について、訓練の実施方法が見えにくく、30 人という目標値が多いのか少ないのか判断しづらいと感じる。市民・県民を巻き込む形で実施するのであれば、目標人数は大きく変わるはずであり、現行の設定は少なすぎる可能性があると考ええる。
- ・訓練参加者はもともと意識の高い層が中心となると考えられるため、「対応力が高まったと回答した人の割合 90%」という目標値についても、その妥当性が分かりにくいと感じる。災害はいつ発生するか分からず、発生後に初めて対応することはできないため、平常時から災害廃棄物への対応について、市民・県民への周知を行っていくことが重要であると考ええる。
- ・概要版では「啓発」という表現にとどまっているが、啓発に加えて環境学習として位置づけ、小中学校を含め、廃棄物の減量や再資源化、散在性プラスチック対策、災害廃棄物対応、さらにはサーキュラーエコノミー全体を体系的に学ぶ取組を明記し、実際に進めていくことが望ましいと考ええる。

#### 【事務局】

- ・災害廃棄物処理訓練の対象者は、災害発生時に実務を担う県内市町や一部事務組合の職員等を想定しており、仮置場の設置・運営を中心に、机上訓練から実地訓練まで行うことを想定している。そのため、参加者数はその前提で設定している。
- ・仮置場は場所や運営方法がセンシティブであり、県民参加にも一定の難しさがあることから、現時点では職員等を中心とした訓練としている。
- ・一方で、県民への環境学習という視点は重要であり、3R やサーキュラーエコノミーの啓発に加えて、災害廃棄物についても日常生活と関係する課題として伝えていく必要があると考ええる。
- ・災害廃棄物を出さないためにも、平時から物を大切に使い、適切に資源循環させることの重要性を含め、記載内容については今後検討していきたいと考ええる。

### ② 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案修正版について（審議）

#### 【事務局】

- ・資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 3 に基づき説明

#### 【委員】

- ・14 ページの「知識や意識の向上」の記載について、丸 1 つ目の「県民や事業者等が～関心を深めることができるよう」という部分の主語は県民や事業者等であり、「教育および学習の振興、啓発および知識の普及を行います」という部分の主語は滋賀県であると理解しているが、滋賀県として具体的にどのような取組を想定しているのかを教えてほしい。

#### 【事務局】

- ・当該箇所の主語は県であり、具体的な取組としては、別冊に記載しているとおり、学校教育等を通じた取組の支援を想定している。学校においては「食育の日」などの機会を活用し、食事の重要性や感謝する心の育成を通じて、給食を残さないなど食品ロス削減につながる取組が進められ

ている。

- ・また、児童・生徒に限らず、食育だよりや試食会等を通じて保護者も含めた食育を推進しており、県としては、学校教育と家庭を含めた形で知識の普及や意識向上を図る取組を行っている。

#### 【委員】

- ・今回この質問をしたのは、教育という言葉が出ると、学校現場に対して多くの取組が求められがちで、その温度差や負担感が懸念されたためである。そのため、17 ページ（オ）では意図的に具体的な取組内容を詳細に書かず、この程度の書きぶりにとどめているのだと理解しており、この水準であれば学校現場でも対応可能であると考え。「これをやりましょう」「あれをやりましょう」と具体的な項目まで踏み込んで記載すると、県が主導して実施している形になり、学校現場にとっては対応が困難になるおそれがあると感じたため、その点を確認したく質問した。

#### 【委員】

- ・フードバンクの認知度について、別冊の 10 ページは一次計画の目標値が 80%で、13 ページでは 2030 年度の目標値が 50%となっている。目標値が急に下がっているように受け取られるなど、齟齬があるように感じた。この点について、考え方や整理の違いがあれば教えてほしい。

#### 【事務局】

- ・フードバンクの認知度について、2030 年度の目標値を 50%としているのは、第一次計画で設定していた 80%はやや高かったとの認識があり、現実的な数値に見直した結果である。全国的にも国の調査では認知度が 40%台にとどまっておられ、滋賀県だけが特段低いわけではないこと、また過去の実績を踏まえると、次の 5 年間で 80%を達成するのは難しいと判断した。したがって、まずは現実的な目標として 50%を目指すこととし、段階的に引き上げていく考え方で今回の目標値を設定している。

#### 【委員】

- ・前回計画では 80%を目標値として立てていたということ、今回は現実的な値を設定したことで理解した。

#### 【委員】

- ・別冊 16 ページの「外出時の食べ残しの持ち帰りを促進していきます」という記載について、食品ロス削減の観点からは有効であると考え一方で、事業者側の立場に立つと、持ち帰り後に食中毒などが発生する可能性もあり、取組として実施することには難しさがあるのではないかと感じる。その点について、事業者のリスクや課題をどのように考えているのか、県の考え方を確認したい。

#### 【事務局】

- ・外出時の食べ残しの持ち帰りについては、食品ロス削減の観点では有効である一方、事業者にとっては持ち帰り後の食中毒リスクを懸念する声の大きい点は認識している。国においても持ち帰

りに関するガイドラインが示されており、やり方について一定の整理はされているが、現時点で持ち帰りを実施していない事業者に対して一律に取組を求めることは難しいと考える。そのため、県としては、すでに持ち帰りを実施している県内事業者を対象に、店のルールや指示に従った上で持ち帰りを促すといった形の啓発ができないか、検討しているところである。

#### 【委員】

- ・ 外食時の食べ残しの持ち帰りについては、食品ロス削減の観点から意義がある一方で、現状の記載では、すべての事業者に一律に持ち帰りを推奨しているように受け取られるおそれがあると感じる。
- ・ 事業者側には食中毒リスクなどへの懸念があることも踏まえ、国のガイドラインや県内で既に持ち帰りを実施している事例などを参考にしながら促進していく、という趣旨が分かる一文を加えたほうが誤解が生じにくいと考える。

#### 【事務局】

- ・ 書き方について修正を加える。

#### 【委員】

- ・ 事業者に対して食べ残しの持ち帰りを推進する考え方自体には理解する一方で、容器代など事業者側に費用負担が生じる取組であると感じる。そのため、事業者の自主的・善意の取組として求めるだけなのか、補助金などの支援を想定しているのか、その考え方を確認したい。

#### 【事務局】

- ・ 外食時の食べ残し持ち帰りは費用負担等も絡み難しい課題であるが、まず県としては「持ち帰り対応をサービスとして実施している店舗があるのに、十分知られていない」点に着目し、そうした店舗の取組を周知することが重要であると考えます。
- ・ 補助金は事業者支援として有効な手段である一方、持ち帰りは運用面の難しさが大きく、どのように制度設計・運用するかは課題が大きいと感じる。
- ・ 国のガイドラインでも、拡大一辺倒ではなく、消費者と店舗側の合意を前提に進める考え方が示されているため、そうした枠組みも踏まえつつ、県としてどのような支援が可能か検討していきたいと考える。
- ・ 事業者側に全面的に負担を求める整理でよいのかも含め、支援の在り方は引き続き課題であると認識している。

#### 【委員】

- ・ 難しさは理解するが、「サービス」として周知するだけだと事業者任せになり、事業者の努力に依存する形になる点に懸念がある。県が食品ロス削減を牽引しているにもかかわらず、「お任せします」という受け止めになってよいのか疑問である。そのため、支える仕組みをどうするか考えていくべきと思う。

#### 【委員】

- ・食品ロス削減の取組について、第4章では学校教育の取組が主に小中学校を想定して書かれているが、実態としては、企業の社員食堂や大学の食堂は食数・規模ともに大きく、食品ロスも相当量発生している。生協連を中心に大学とは既に一定の取組が進んでいることから、こうしたウエイトの大きい分野についても、どこかで位置づけを書き加えておくとよいと考える。
- ・各主体の役割の整理について、現在は消費者行動の例示が中心となっているが、コンビニは事業者側としても食品ロス発生量が大きい分野であり、滋賀県内では地産地消など独自の取組も行われている。フランチャイズ店舗であればこのような取組が広範囲で展開できるのではないかと感じる。直営店と加盟店の整理を行い、工夫すれば滋賀県内全体の食品ロス削減に大きく変わるのではないかと感じている。

#### 【委員】

- ・フードエコ推奨店制度の周知や表彰制度など、積極的に取り組む店舗を評価する仕組みが示されているが、建設業での環境ISO取得と入札優遇のように、実際のメリットにつながるインセンティブは取組を始める大きな動機になると考える。取組には手間がかかるものの、企業ブランドの向上や無駄の削減によるコスト低減など、結果として多面的なメリットが生じている実例もあり、飲食店等についても、努力が売上や評価に反映されるような具体的な仕組みを検討してもらえるとよいと考える。
- ・消費者側も食品ロス削減の重要性は理解していると思われるため、事業者・消費者の双方にとって「取り組むとこんなメリットがある」というインセンティブの視点をより積極的に打ち出していくことで、取組を広げやすくなるのではないかと感じる。

#### 【事務局】

- ・事業者に対するインセンティブは、取組を始めるきっかけとして非常に重要であると考えている。現在は、フードエコ推奨店に登録した店舗を県の特設サイトで紹介し、消費者の目に触れる機会を増やすとともに、おすすめメニューなどのPRができる仕組みとして運用している。
- ・消費者側のインセンティブについては難しい面もあるが、食品ロスは「もったいない」という感覚に直結する問題であり、外食で注文したものを食べ残すことは結果として自分のお金を無駄にしているという側面もある。そのため、そうした意識をきっかけに、ロスを出さない行動を後押しできるような施策につなげていければよいと考えている。

#### 【委員】

- ・別冊12ページに、国が食品ロス量を60%削減する目標を設定していると記載されているが、県として「国に従って60%削減を目指す」と明確に書いている箇所がどこにあるか。また、これは事業系食品ロスに関することか改めて確認したい。

#### 【事務局】

- ・国の食品ロス削減目標（60%削減）については、別冊13ページの表の下に記載している「目標の考え方」の中で整理している。事業系食品ロスについては、13ページの11行目から14行目に

かけて、「国の目標に準じて」という考え方を明記しており、その中で削減目標を設定している。60%削減は事業系食品ロスに関する目標であり、家庭系食品ロスは50%減を目標にしている。

### ③ 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について（報告）

#### 【事務局】

- ・資料4に基づき報告と説明。

#### 【委員】

- ・5ページの「再発防止策の実施」において、アーカイブを作成すること自体は非常に重要な取組であるとする。そのうえで、作成されたアーカイブについて、県の内部資料として限定的に扱うのか、あるいは一定範囲で共有・公開することを想定しているのか、その位置づけや扱い方を確認したい。

#### 【事務局】

- ・再発防止策として作成するアーカイブについては、県の内部資料に限定する考えではなく、地元や関係者をはじめ、多くの人に見てもらえるような場所での共有や、県のホームページへの掲載など、外部公開を想定している。

#### 【委員】

- ・旧RD最終処分場に関する取組については、県として大きな努力を重ねてきた結果であり、非常に重要で大変な対応であったと受け止めている。また、本編27ページで安定型最終処分場に関する課題が新たに明記されたことから、県が本件を重要課題として位置づけている姿勢がよく伝わってくる。
- ・計画において「法整備が必要である」と明確に示し、そのうえで今回の報告がなされたことを踏まえて、県のこれまでの尽力に感謝するとともに、今後も住民が安心できるよう、廃棄物問題に引き続き取り組んでほしいと考える。

#### 【事務局】

- ・RD問題については、今回アーカイブという形で過去を整理・振り返る区切りを迎えたが、これまでも節目ごとに検証を行い、アーカイブで明らかになった反省点については、すでに各現場での対応を開始している。その結果、RD問題以降、同様の事例は発生していない。
- ・その一方で、時間の経過とともに対応が形骸化してしまうことがあってはならないため、計画の中に明記するとともに、新たな施設の審査等においても、RDの反省を常に念頭に置き、職員が厳正な審査を行う姿勢を継続する必要があると考える。
- ・今後サーキュラーエコノミーを進めていくにあたって、その前提となるのは適正処理であり、この考え方を常に意識しながら施策を進めていくことが重要である。
- ・こうした反省と取組の積み重ねをアーカイブとして公表することで、県民に共有するとともに、全国で同様の課題に直面している自治体等の参考になればよいと考えている。

【委員】

- ・RD問題については、非常に長い時間と多額の費用をかけて対応してきたことに改めて敬意と感謝を示すとともに、このような事案が二度と起こってはならないという強い認識を共有したいと考える。産業廃棄物に関わる事業者には、健全な経営のもと適正に事業を行ってもらうことが不可欠であり、県としても引き続き適切な指導をお願いしたい。
- ・今後も引き続きモニタリングが行われるとの説明であるが、このような場において、例えば年1回程度、状況報告が継続して行われるのかどうかについて確認したい。

【事務局】

- ・これまでも実施してきたとおり、年1回程度のペースで、本会議等の場において状況報告を引き続き行っていきたいと考えている。

④ その他

【事務局】

- ・次回の廃棄物部会は、5月29日の開催を予定している。当日は、第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の答申案についての審議を予定している。

以上